

日本マイコトキシン学会名誉会員および特別会員推薦規程

- 第1条 本規程は、日本マイコトキシン学会会則第4条(4)に定める名誉会員および同条(5)に定める特別会員の推薦について、必要な事項を定める。
- 第2条 名誉会員または特別会員に推薦される者は、原則として満70歳以上の会員であり、それぞれ以下に定める推薦基準のいずれかに該当する者とする。
- (1) 名誉会員
- ①会長の経験を有する者
 - ②マイコトキシン研究の発展に資する、特に優れた研究業績をあげた者
 - ③本学会の発展に特に功労があった者
- (2) 特別会員
- ①本学会の活動に多大な功労をもって、特に貢献した者
- 第3条 名誉会員または特別会員の推薦に際しては、会員が理由書を会長に提出する。
- 第4条 名誉会員または特別会員候補者の選考のため、会長は名誉会員および特別会員選考委員会を組織する。
- 第5条 選考委員および選考委員長は、会長が指名する。
- 第6条 選考委員会は、理由書を審査し、候補者を選考し、選考結果を幹事会に報告する。
- 第7条 幹事会は、選考委員会の選考結果を元に、総会に推薦する候補者を決定する。
- 第8条 本規程の改正は、幹事会の決議をもって行う。

制定 2026年1月9日